

広告主募集

広報よりい、町公式ホームページ、寄居駅自由通路で

お店や企業、商品をPRしませんか？

町では、地域産業の振興を図るため「広報よりい」や「町公式ホームページ」など、次の媒体に有料広告を掲載・掲示しています。今回、下記のとおり広告主を募集します。

なお、掲載等ができない広告、業種等がありますので、詳細については、ホームページで確認するか、担当課へお問い合わせください。

■申込方法／有料広告掲載申込書に必要事項を記入のうえ、広告原稿を添えて、お申し込みください。

※申込書は、町公式ホームページから取得できます。
※媒体によって提出書類が異なりますので、ご注意ください。

町公式ホームページ (バナー広告)



町公式ホームページのトップページに掲載するバナー広告の広告主を募集します。

ホームページは世界中から閲覧可能です。お店や企業を世界へPRしてみませんか。

掲載位置に空きがある場合は、随時申し込みを受け付けます。

掲載位置	トップページ（位置は町が決定します）
規格	縦60ピクセル×横120ピクセル、4キロバイト以内、GIF形式
募集枠	5枠
掲載期間	1カ月単位
掲載料	3,000円／ひと月の1枠（平成29年10月から）
月間アクセス数	約27,500件

問い合わせ・申し込み／総務課 ☎581・2121内線314

広報よりい



町では「広報よりい」を毎月1日に発行し、町内の各世帯にお届けしています。

また、男衾・用土両連絡所でも配布しており、地域に密着した広告媒体となっていますので、高い広告の効果が期待できます。

同一の広告募集枠に複数の申し込みがあった場合は抽選になります。また、1号における広告の掲載枠数は、1事業所につき1枠としますが、掲載希望者が広告枠数に満たないときは、複数枠に掲載することができます。

掲載位置	表紙・裏表紙以外のページで、位置は町が決定します。
規格	1枠 縦48mm×横89mm 2色刷り（色指定不可）
募集枠	1号につき4枠
掲載料	5,000円／1号の1枠（平成29年10月号から）
月間発行部数	13,000部

問い合わせ・申し込み／総務課 ☎581・2121内線314

寄居駅 自由通路 (広告掲示スペース)



寄居駅自由通路の広告スペースに掲載するポスター、横断幕等の広告主を募集します。お店や企業、商品のPRにぜひご利用ください。寄居駅は鉄道3線が乗り入れており、高い広告の効果が期待できます（乗客約4,000人／日）。

問い合わせ・申し込み／都市計画課 ☎581・2121内線241・242

種類	規格	募集枠	使用料	備考
掲示板	縦1080mm×横740mm以内（Aタイプ）	6枠	5,000円 ひと月の1枠	B1サイズ
	縦1080mm×横740mm以内（Bタイプ）	4枠		B1サイズ 連続2枠使用可
	縦580mm×横950mm以内（Cタイプ）	6枠		A1サイズ 連続3枠使用可
	縦830mm×横950mm以内（Dタイプ）	3枠		B1サイズ 連続3枠使用可
展示ケース	縦830mm×横650mm以内（Eタイプ）	2枠		A1サイズ
	幅350mm×奥行380mm×高さ300mm以内（Fタイプ）	6枠		連続2枠使用可

新規就農者が対象です！

農地利用再生支援事業

町では、農業の担い手の就農を図るため「農地利用再生支援事業」を実施し、新規就農者の皆さんを支援します。

- 申請期限／12月28日（休）
※予算額に達した時点で受付終了となります。
- 対象／次の要件をすべて満たす方
 - ①町内の10アール以上の遊休農地を活用して新たに農業経営を開始する方、または新規就農して5年以内の方
 - ②遊休農地にかかる5年以上の賃借権等の設定、または所有権の移転が済んでいる方
 - ③農地として活用するために必要な作業（再生作業）が完了した後1年以内に寄居町に転入できる方、または町内に住所を有する方
- 対象となる農地／過去1年間引き続いて農作物が栽培されず、管理の行われていない遊休農地
- 補助対象事業／農地として活用するために必要な障害物除去・深耕・整地・土壌改良（処分経費は含みません）
- 補助対象経費／第三者に再生作業を請け負わせるのに要する費用、または自己施工に要する費用
- 補助基準額／1アール当たりで、再生作業にかかった経費の額、または5,000円のいずれか低い額とし、10万円を上限
- 申し込み／農林課に備え付けてある補助金交付申請書に必要事項を記入し、添付書類（営農計画書、推薦状、位置図・公図の写し等）と併せて提出してください。
- 問い合わせ
農林課 ☎581・2121内線408

ご利用ください！

森林整備補助事業



町では、手入れの行き届かない森林の増加を食い止め、健全な森林づくりと林業の振興を図るため「森林整備補助事業」を実施しています。

- 申請期限
平成30年2月28日（休）
- 対象
次の要件をすべて満たす方
 - 寄居町に森林を所有する方、または寄居町の森林で造林をしている方
 - 補助金を申請する時点で町税を滞納していない方
- 補助対象事業
森林の下刈りや枝打ち、除間伐です。規模は5アール以上で、林齢や間伐率等の基準については表のとおりです。
- 補助対象経費
第三者に森林の下刈りや枝打ち、除間伐などを請け負わせるのに要する経費、または自ら作業を行った場合の人工費
※実際の経費と町で定める基準額を比べて低い方を補助対象経費とします。
※補助金交付額は予算の範囲内で補助対象経費の10分の9以内となります。

森林の整備を実施します！

里山・平地林再生事業

町では、放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の発揮を図るため「里山・平地林再生事業」を実施します。

この事業は、森林の所有者からの相談を受けて、町が森林整備を実施するもので、所有者は自己負担なく森林を整備できます。竹の侵入や笹の繁茂などでお悩みの方は、ぜひご利用ください。

まずは、次の実施要件をご確認のうえ、農林課までご相談ください。

- 実施要件
 - 自己が所有する現況地目が山林等である土地
 - 事業実施後、5年間の維持管理（自己負担）を行うこと（町と協定締結）
 - 協定期間中は転用を行わないこと
 - 1カ所当たりの森林面積が、おおむね0.3ヘクタール以上（複数人の合計でも可）など
- ※実施場所の選定や、面積を限定して実施する場合があります。
- 相談期限／7月31日（月）
- 問い合わせ／農林課 ☎581・2121内線402

- 申請手続き
まずは、農林課へお問い合わせください。補助対象となる森林であるかを申請前に調査します。その後、農林課に備え付けてある補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類（位置図、作業前写真、完納証明書）と併せて申請してください。

事業名	経費	※町基準額（参考） 10アール当たり	補助率	事業規模	対象林齢	間伐率
下刈り	雑草木の除去を行う事業に要する経費	15,100円	毎年度町が定める基準額の9/10以内	5アール以上	5年生以下	本数間伐率は おおむね20%以上
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費	27,900円			11年生以上 30年生以下	
除間伐	不用木の除去・不良木の淘汰・搬出集積に要する経費	18,100円				

※町基準額は平成28年度の数値を参考としています。平成29年度の基準額については、決まり次第本誌でお知らせします。

■問い合わせ／農林課 ☎581・2121内線402